

平成 2 0 年 第 1 0 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成20年第10回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成20年10月14日(火) 午後3時30分

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君  
委員 長 職 務 代 理 者 白 石 裕 君  
委 員 坂 口 一 美 君

1. 付議案件説明者

教育 長 職 務 代 理 者	重 松 剛 君
教 育 次 長	森 田 雅 彦 君
教 育 推 進 部 長	埋 橋 伸 夫 君
子 ども 部 長	井 上 隆 志 君
生 涯 学 習 部 長	
教 育 推 進 部 総 務 次 長	稲 野 公 一 君
兼 次 長 (教 育 政 策 ・ 学 校 管 理 担 当)	
兼 教 育 政 策 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	若 狭 周 二 君
(学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当)	
兼 学 校 教 育 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	森 井 國 央 君
(教 職 員 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当)	
兼 教 職 員 課 長	
子 ども 部 総 務 次 長 兼 次 長	中 村 信 隆 君
兼 子 ども 家 庭 相 談 室 長	
兼 子 ども 家 庭 相 談 室 課 長	
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長	黒 田 正 記 君
学 校 管 理 課 長	岩 永 幸 博 君
人 権 教 育 課 長	笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	加 賀 康 弘 君
子 ども 政 策 課 長	森 本 博 一 君
子 ども 支 援 課 長	水 野 賢 治 君
幼 児 育 成 課 長	千 葉 亜 紀 子 君
子 ども 部 専 任 参 事	津 田 善 寿 君
( 幼 稚 園 担 当 )	
子 ども 部 専 任 参 事	荒 木 啓 雄 君
( 債 権 担 当 )	
生 涯 学 習 課 長	小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 課 参 事	河 原 弘 明 君
中 央 図 書 館 長	江 口 寛 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 田 卓 司 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 担 当 主 査	高 橋 勝 代 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例施行規則改正の件
- 日程第 3 箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則改正の件
- 日程第 4 箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件
- 日程第 5 箕面市立図書館協議会運営規則改正の件
- 日程第 6 平成20年度(2008年度)箕面市立保育所嘱託医委嘱の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 9 教育長職務代理者の報告

(午後3時30分開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成20年第10回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は3名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において白石委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第53号「箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例施行規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

子ども支援課長(水野賢治君) : 本件は、民法の改正に伴い、財団法人の基本規約が民法の規定による寄付行為から、社団法人と同様の定款となるため、本規則の一部改正を提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件について、何か質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、議案第53号を採決しま

す。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第3、議案第54号「箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則改正の件」及び、日程第4、議案第55号「箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件」は関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいですか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認め、一括審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

生涯学習課長(小西敏広君) : 本件は、先ほどの議案と同じく、公益法人制度改革に関係して、民法が改正されることなどに伴い、関係する規則の一部改正を提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員(白石裕君) : 基本的な事項の確認ですが、野外活動センターを含む3施設は公益法人なのか、財団法人なのか。これによって、規則の内容が変わってくるのだと思うのですが、いかがですか。

生涯学習課長(小西敏広君) : 箕面文化・交流センター及び総合運動場に関しては、現在、指定管理者制度により、株式会社が市の業務を代行しています。指定管理者制度自身が、公益法人に限っていません。今回は、それ以外に公益法人制度の改正が行われており、従前、民法で規定されていた社団法人と財団法人の制度が変わります。それに関連して、今回改正する規則にも、財団法人の規定がありますので、法律の改正に伴って規定を改正するものです。

委員(白石裕君) : 指定管理者制度で団体が入っているということですね。ということは、この施設は財団法人と理解していいのですか。

生涯学習課長(小西敏広君) : 指定管理者自身は団体であれば、どのような団体でも可能で、株式会社も可能です。箕面ですと、教学の森野外活動センターであれば、財団法人が指定管理を受けています。しかし、市の施設によっては、いろんな団体が受けており、NPOが受けている施設もあります。今回は、指定管理者制度の制度改革ではなく、公益法人制度改革があるために、それに関連して、指定管理者に関係する部分を改正するだけです。箕面文化・交流センターなどは、

公の施設で市の設置している施設です。その運営を指定管理者が行っています。市の設置した公共施設を市の職員が直営で管理運営するのではなく、指定管理者の制度を用いて、市以外の団体が管理することができるように条例改正し、平成18年度から移行しています。箕面文化・交流センターと総合運動場は、結果として、株式会社が管理運営を行っています。5年間の期限を決めていますので、次回の募集の時には先ほどの財団法人等も応募ができるので、応募の規定を法律改正にあわせて改正するものです。教学の森野外活動センターについては、現在、財団法人が指定管理者となっていますので、改正で変更の届け出の際には、変更した内容で、届け出なければなりませんので、関連してきます。

委員（坂口一美君）：もう一度確認しますが、教学の森野外活動センターは、財団法人で運営されていて、箕面文化・交流センターは、市の運営になるということですか。

生涯学習課長（小西敏広君）：箕面文化・交流センターは、箕面都市開発株式会社が指定管理者となっています。これは、民間の団体です。

生涯学習部総務次長（黒田正記君）：今回提案された3つの議案にかかる施設は、いずれも公の施設ですが、いずれも指定管理者制度で運営されています。指定管理者制度は、企業であろうと、財団法人であろうと、いずれにも門戸を開いています。今回、財団法人の法律が変わりましたので、元々財団法人については、寄付行為という定款に替わるものがありました。それが無くなって、社団法人で相当する定款に一本化されました。いずれも整理して、民間であろうと、財団法人であろうと、指定管理者制度については、窓口を開いていることを整理しました。

委員（坂口一美君）：その点については、了解しました。関連質問ですが、今後、法人法の改正で会計処理については、平成20年度から変わっていくことになっていますが、箕面市が抱える財団法人については、公益法人法に則って、一般の公益法人を選ぶのか、特別法人を選ぶのかを教えていただけたらと思うのですが。

子ども部長（埋橋伸夫君）：10月10日から子ども部長となった埋橋です。その前が、人権文化部を担当しており、その人権文化部が所管しているのが、財団法人の国際交流協会と文化振興事業団です。両方ともこの公益法人の制度改革に伴い、5年の間に選択が迫られています。一つは、今と同じ名称ですが、公益法人となるのか、それとも一般法人になるのかを5年の間に選択して、その手続きをすることとなっています。公益法人になると、現在も税制面で優遇されていますが、若干プラ

スアルファされて優遇されます。財団法人に企業から寄付金をいただくときには、損金算入という形で控除されます。このような税制面での優遇措置が自動的に付与されます。ただし、公益法人の認定にあたっては、委員がおっしゃったとおり、かなり厳しい会計処理において、極めてシビアな審査がされるものであると言われていています。一般法人については、そのような審査がほとんどクリアできるぐらいの緩やかなものとなっています。ただし、現在の税制面での優遇措置が、若干削られていくのではないかと。例えば、かなり基本財産を持っていますが、その益金、受取利息について課税されるのではないかと。そのような特質を十分判断しながら、この5年の間にどちらでいくべきかについて、選択されます。例えば、公益法人はメリットがあるのですが、一旦認定がされて、その後で問題が出てきて認定が取り消された場合、公益目的で蓄積された財産が国等に没収されることとなっており、その辺の問題をどのように考えていくか、それぞれの団体が5年の間に判断されて、選択していくこととなります。ちなみに、私が関係していた二つの財団は、まだもう少し推移を見ていきたいというところです。

委員長（小川修一君）：今の説明の中に、国等に没収ということがありましたが、そのような実例があるのですか。

子ども部長（埋橋伸夫君）：それは、新しい制度改革でそのようになりました。公益法人になりますと、税制面でかなり優遇されますので、それで蓄積された公益財産については、没収となります。そのリスクをどう考えるかも悩ましいところです。

委員（坂口一美君）：教育委員会が所管している財団法人はありますか。市の吹奏楽団は違うのですか。

子ども部長（埋橋伸夫君）：教育委員会が所管している財団法人はありません。市吹奏楽団は任意の団体です。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第54号及び議案第55号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第5、報告第56号「箕面市立図書館協議会運営規則改正の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部中央図書館長に求めます。

中央図書館長（江口寛君）：本件は、図書館法の改正において、公立

図書館に置くことのできる図書館協議会の委員の任命の範囲に、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」が追加されたため、本規則の一部改正を提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件について、何か質問、意見はありませんか。

委員（白石裕君）：図書館法の改正の背景と、「家庭教育の向上に資する活動」とは、具体的にどのような活動なのか。教えてください。

中央図書館長（江口寛君）：1点目の背景については、図書館法の改正について、家庭教育という概念が入ってきました。これは、教育基本法、社会教育法等においても、生涯学習において家庭教育も含めて支援することを受けて、入ってきたものかと思います。それで、図書館協議会委員の新たな委嘱範囲として、追加されていますが、それ以外にも図書館の仕事の範囲として、家庭教育の支援という文言も入っています。一連のものとしての整合性をとったのではないかと思います。2点目は、法律の改正以前より、具体的なイメージが掴みにくいとして、少し議論になった点です。これに関して、文部科学省生涯学習政策局からの説明文によると、1点目、具体的なイメージとして、子育てに関する保護者からの相談に対応している者や子育てに関する情報提供に関わっている者等を通じて、親等のニーズを図書館運営に反映させることを目的としているとあります。2点目は、しかしながら、なお、委員の構成や各館の目的、使命、地域の状況等を踏まえて、あくまで、最終決定に関しては、各教育委員会が適切に判断することを留意されたい旨の説明がありますので、箕面の図書館として、今後も家庭教育の支援が大切かと思い、規則の一部改正を提案しました。

委員（坂口一美君）：図書館協議会委員の現在の構成について、説明してください。

中央図書館長（江口寛君）：学校教職員が1名、社会教育の関係団体及び機関の関係者が3名、学識経験者が6名、そのうち2名が市民公募委員です。

委員（坂口一美君）：公募で選ばれた2名は、どういった方を選出しているのか。今後、家庭教育の向上に資する活動をする、または、家庭教育の支援をする方を選ぶに当たっては、どういった方向で選ばれていくのか、何か見通しがあれば、教えてください。

中央図書館長（江口寛君）：公募委員の選出については、論文を提出していただき、現行の図書館協議会委員等で選出してもらっています。また、家庭教育に資する者の選出については、現行、家庭教育の関係

で子ども文庫の関係者等も入っており、だぶる部分もありますが、家庭文庫などの活動をしていただいている方に必ず入っていただくように進めていきたいと思っています。

生涯学習部総務次長（黒田正記君）：先程の家庭教育の活動に資するという点ですが、平成14年ぐらいに社会教育法が改正され、学校教育、地域での教育だけで、家庭教育にはあまり踏み込んでいなかった点が、当時ありました。今後は、家庭教育についても取り組んでいく必要があるだろうと、社会教育委員と、公民館運営審議会委員については、家庭教育の活動に資する者を入れることに法律が改正され、今回は、図書館部分になってきたものです。現在、社会教育委員と公民館運営審議会委員については、それぞれ2名ずつ公募しており、1名については、例えば、今後の社会教育活動について思うことについて、もう一つは、家庭教育の向上に取り組んだ形でテーマで論文を書いていただき、それぞれ、家庭教育と社会教育を分けた形で、社会教育委員と公民館運営審議会委員については公募しています。図書館についても、来年4月末までが委員の任期となっており、その間に、社会教育委員のように選んでいくのか、図書館については、家庭文庫などの取組をされている方を入れるのかについては、検討しようと思っています。いずれにしても、今後は、地域と家庭、学校を結ぶ取組が社会教育にとっては重要だということから、今回の法律の改正がなされたものと理解しています。

委員（坂口一美君）：なぜこういった質問をしたかは、最近、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、保護者をどんどん、行政の委員会や協議会に入れていくことが多くなっているのですが、非常に難しいのは、先日、博物館に関する協議会を大阪府で立ち上げる際に、保護者の立場の者、また、家庭教育に資する者として同じ団体に依頼があったりするのです。人選に関しては、しっかりとそこに貢献できる資質を持たれた方を選ぶことが非常に大事だと思いましたので、質問しました。でも、今の説明を聞きますと、人選をするに当たっては、しっかりと箕面市は考えていることがわかりましたので、非常に安心しました。

委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第56号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第6、報告第39号「平成20年度（2008年度）箕面市立保育所嘱託医委嘱の件」を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）：本件は、箕面市立萱野保育所の嘱託歯科医が欠員となったことに伴い、新たに委嘱をする必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、10月1日付けで委嘱しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）：この件について、何か質問、意見はありますか。

委員（白石裕君）：歯の衛生や歯の健康については、非常に大事なことだと思うのですが、箕面市は、子どもたちの歯の健康、衛生について、かなり配慮されていると思うのですが、年間を通して、具体的にどのようなことを行っているのか、教えてください。嘱託医の先生は、学校に来て、歯の検診をしていただく他にいろいろ取組があろうかと思うのですが、いかがですか。

学校教育課長（若狭周二君）：幼稚園、小学校においては、毎年、ブラッシング指導者として、学校教育課の任期付短時間勤務職員の歯科衛生士が歯の磨き方を授業として、講義として、楽しく歯を健康にするために子どもたちを指導しています。

子ども政策課長（森本博一君）：ちょっと前まで市民部に所属していましたので、虫歯の関係の説明をします。箕面市では、大阪府下の市町村の中で大阪市と箕面市だけなのですが、小学校だけでなく学童う歯で、国民健康保険に入っている方は、治療費が無料となっています。また、歯科医師会と連携をとっており、事務費も歯科医師会に持っていただき、スムーズに事務が進むようになっています。大阪府内では、一番虫歯が少ないという実例は出ています。その関係が一番大きいかと思えます。特筆すべきことだと思います。

委員（白石裕君）：それは、市民の皆さんはご存じですか。

子ども政策課長（森本博一君）：歯医者に行っていただくと、歯医者からこのような制度があると、説明していただくことになっています。

また、いままでは、歯科医師会に入っている歯科医だけだったのですが、歯科医師会から外れているところも参加していただくようにしていますので、現在は、全部周知させていただいています。

委員長（小川修一君）： 広報はしているのですか。

子ども政策課長（森本博一君）： 広報もしています。ホームページでもお知らせしています。何よりも一番大きいのは、市内の歯医者で受診していただいたら、必ず先生から「あなたは学童う歯ですから、無料となります」と説明していただけるような連携もとっていますので、大阪府内では、かなり珍しい取組だと思っていただけたらいいと思います。

委員（坂口一美君）： 嘱託医の先生方には、非常に子どもたちがお世話になっているのですが、具体的に嘱託医の先生方が、学校の中で従事されているのか、小児科や歯科医師の先生だけでなく、いろいろな嘱託医が学校に関わっていると思うのですが、具体的に学校との関わりの内容を教えてください。

学校教育課長（若狭周二君）： 内科医や眼科医などの嘱託医がいますが、毎年、学校においての定期健康診断等で学校に来ていただき、子どもたちの様子を見ていただきます。インフルエンザなどで学校が休業する場合に相談することもあります。先生方の健康診断をお願いすることもあります。また、事後相談として、いろいろな悩みがあったら、嘱託医に相談に行く制度もあります。

委員長（小川修一君）： 寒くなってくると、インフルエンザにかかるのですが、そのときの判断はどうするのですか。

学校教育課長（若狭周二君）： その場合の最後の判断についても、嘱託医と相談します。

委員長（小川修一君）： 一定の基準はあるのですか。

学校教育課長（若狭周二君）： クラスの学級定員の2割程度、32名であれば、6、7名程度が休みますと、学級閉鎖の相談をします。

委員（坂口一美君）： 今回の嘱託医の交替の理由は何ですか。

幼児育成課長（千葉亜紀子君）： 前任者が死亡されたために、翌月から新しい方を委嘱しました。

委員（坂口一美君）： 以前に嘱託医の一覧を見せていただいたら、高齢の嘱託医もいらっしゃいました。高齢だからいけないとかではありません。非常にがんばっていらっしゃることは存じていますが、交替の時期について少し考えていただくとか。医師会とのやりとりもあると思いますが、子どもたちの健康管理をしていただく嘱託医の現場で

の状況を踏まえた上で、一定の時期に交替していただくこともあるかと思うのですが、大変失礼な質問だと思いますが、いかがでしょうか。  
学校教育課長（若狭周二君）： 医師会の推薦をいただいて嘱託医を決めていますので、委員の意見を参考にしながら、医師会と相談したいと思います。

委員長（小川修一君）： 他にないようですので、報告第39号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に日程第7、報告第40号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（稲野公一君）： 本件は、職員の人事発令について、分限休職処分3名、復職1名、退職2名、異動3名をそれぞれ発令する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第40号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第8、報告第41号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（稲野公一君）： 本件は、去る9月2日に開催された平成20年第9回箕面市教育委員会定例会、去る9月12日に開催された平成20年第1回箕面市教育委員会臨時会、及び去る9月18日に開催された平成20年第2回箕面市教育委員会臨時会の会議録

をそれぞれ作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、報告第41号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

(“異議なし”の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長(小川修一君) : 次に日程第9、「教育長職務代理者の報告」を議題とします。教育長職務代理者 教育次長に報告を求めます。

教育次長(重松剛君) : (議案書77頁により報告)

大阪府都市教育長協議会定例会について

平成21年度の大阪府教育予算等に関する要望書の確定と平成22年度の文部科学省予算に対する要望書の確定を行いました。定期的に情報交換を行っていますが、10月3日の担当は箕面市で、「箕面市小中一貫教育推進計画について」として、質疑応答も含めて、約30分の情報交換を行いました。

平成20年第3回箕面市議会定例会について

9月22日に文教常任委員会で、平成20年度全国学力・学習状況調査の箕面市の平均正答率の公表の問題、また、マスコミでも賑わっていましたが、学校給食における事故米の話に端を発して、地産地消の取組について質問が出されました。中学校給食としてお弁当の斡旋などがありますが、そのスクールランチ方式をどう考えているか、地域とつながった学力向上の取組についてどう考えるかのお話もありました。また、代表質問は、市長の所信表明に対して、10月8日、全会派から主に教育委員会管轄として、「子育てしやすさ日本一」という項目について非常に広範な形での質問がありました。また、一般質問として、教育推進部では、中学校の理科実験助手の今後の確保について、小中学校のエレベーター設置計画、全国学力・学習状況調査の平均正答率を公表しましたが、その問題からの課題、ふるさと教育を強化してはどうかということ、クラブ活動も含めた心身のバランスのとれた教育を進めること、学校図書館の充実と活用について、従来以上に強化することという内容でした。子ども部は、保育ニーズが非常に多様化していますが、待機児童の解消も含めた今後の対応策について、生涯学習部は、憲法の理念を生かした今後の社会教育について、これは、社会教育三法の改定の問題について、基本的な考え方を押さえるという内容での質問でした。

#### 教育推進部の行事について

9月20日に中学校の文化祭がありました。25日の臨時校長会では、18日の教育委員会会議の臨時会を受けて、全国学力・学習状況調査の平均正答率を公表しましたが、このホームページに掲載した全編を印刷し、具体的に説明しました。それを持ち帰って学校で説明していただくようにしました。27日は小学校の運動会で、28日は止々呂美幼稚園・小・中学校の運動会がありました。中学校は10月4日に行いました。

#### 子ども部の行事について

9月13日、14日に第16回箕面市青少年文化祭として、中学校の演劇部の合同発表会も含めて、メイプルホールで非常に多彩に行われました。30日の子ども育成推進協議会では、次世代育成支援行動計画の策定について市長から諮問を行いました。

#### 生涯学習部の行事について

9月6日に世代間交流軽スポーツ大会として、ペタンク大会を行い、箕面市のみならず、豊中市や豊能町の市民も含めて開催しました。12日は、箕面山ニホンザル保護管理委員会を開催し、天然記念物の食害対策にかかる国庫補助の事業調査について協議しました。

委員長（小川修一君）： この報告に関して、何か質問、意見等はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、各委員から教育行政にかかることで何かありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案4件、報告3件は、全て議了しました。

委員長（小川修一君）： それでは、恒例となった今後のあり方を検討する時間とします。本日のテーマは、教職員研修のあり方とします。このテーマにしたのは、2つの観点からで、1つは、平成18年に教育基本法の改正の理念を受けて、平成19年の6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、本年の4月から施行されましたが、その第27条第1項に新たに教育委員会活動の点検及び評価が義務付けられて、この間、教育委員会会議で、実施要綱の制定や評価委員の委嘱を進めて、今日に至っています。その際に評価委員に指摘を受けた点がいくつかあります。その1点にこの教職員の力量を向上させる教職員研究組織の活性化、あるいは、校内研修の体制の充実が指摘されていまし

た。また、もう1点は、去る9月18日に、臨時教育委員会会議を開催して、全国学力・学習状況調査の取扱について協議しました。様々な条件付けをしながら、最終的に平均正答率を活用した箕面市の調査結果の公表を決定しました。速やかにその公表手続きを行いました。本日は、その後の取組方策について、少し議論したいと思います。まず、平均正答率を活用した公表をして以降の各方面の反応や、また、教育委員会事務局としての対応はどうか。

学校教育課長(若狭周二君) : 9月18日の教育委員会会議臨時会で平均正答率の公表が決定されました。その公表と同時に、各校長にその旨をお知らせするとともに、9月25日に臨時校長会を開催して、教育次長、部長より、詳細の経過説明をしました。また、9月22日の文教常任委員会では、賛成、反対、両方の立場から、様々なご意見をいただきました。また、9月30日には、各小中学校のPTA会長、副会長で構成されている、箕面市PTA連絡協議会・役員会と同副会長会に教育次長、部長も含めて出席し、平均正答率の公表に至った経緯並びに、本市の学力調査と学習状況調査の結果と一次分析、さらに今後の対策などについて詳細に説明しました。今後は、市民や保護者に対して、より具体的な説明をするため、10月末をめどに、市レベルの詳細分析の結果と今後の取組施策を二次報告とする予定です。また、各学校においては、自校の課題と分析をして、今後の取組とを併せて、保護者や地域の皆様に、学校だよりやホームページなどを通じてお知らせできるよう、現在、精力的に取り組んでいるところです。

委員長(小川修一君) : 臨時教育委員会会議でも確認したように、全国学力・学習状況調査は、教育及び教育施策の改善が目的のため、調査結果を生かしながら、施策の改善につなげていくことが重要ですが、その一つとして、臨時教育委員会会議で坂口委員より質問があった「学校の先生方の研修のあり方」について、少し掘り下げて確認したいと思います。先生方は研修を常に受けられています。法的、身分的に研修を受けなければならないと思います。その位置付けを確認しておきたいので、説明をお願いします。

教育センター所長(加賀康弘君) : まず、地方公務員法第39条に「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」とされており、特に、教職員においては、教育公務員特例法第21条に「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と規定されています。これにより、先生方は日々研鑽を積み重ねられており、大阪府や箕面市教育センタ

ーで先生方の研修を日々行っています。

委員長(小川修一君) : 先生方は、様々なことについて知っておかなければならないと思うのですが、教育センターでは、一定の方向性を持って、研修を行っていると思います。その方向性を説明願います。

教育センター所長(加賀康弘君) : 先生方の力量向上ということがありますが、研修の方向性として、教職員の資質の向上を目指しています。5つの研修の形態を分けており、1つは、大事な授業力向上、2つめは、児童・生徒理解力の向上、3つめは、ライフステージに応じた研修、4つめは、いろいろな教育課題や自分たちの職務に応じた研修、5つめは、学校をサポートする研修、以上5つの研修を行っています。なお、研修については、昨年度は、39講座、112回の研修会を実施し、延べ3,120名の先生方が参加されました。本年度も同様に、42講座、110回の研修を予定しています。

委員長(小川修一君) : 本当にたくさんの研修を多岐にわたって実施していますが、この件について、両委員から、ご質問や意見はありませんか。

委員(坂口一美君) : 先の臨時教育委員会会議でも質問をしましたが、全国学力・学習状況調査の結果を受けた学力向上のための研修は、今述べられた1から5までの研修の中の授業力向上の研修に含まれていると考えていいのでしょうか。また、その具体的な内容をもう少し詳しく説明してもらえますか。

教育センター所長(加賀康弘君) : 坂口委員のおっしゃるとおり、授業力向上の研修は、昨年度の全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえた研修と位置付けています。また、学力調査は、国語と算数・数学だけでしたが、教育センターでは、先生方の授業力全般を向上させたいということで、小学校は算数・理科・体育・社会、中学校は、数学、理科、社会の重点教科を決めて、本年度研修しています。また、この中で特に、過日話題になった国際的な調査のPISAと呼ばれるテストがあります。これは、新聞紙上でもご存じのとおり、読解力や読み書き能力の調査結果において、日本の子どもたちが、その分野が弱いという結果が出ていました。それを踏まえて、文部科学省も、平成23年度からの新学習指導要領においては、記録、報告、解説などの言語活動の重視を盛り込んでいます。箕面市においても、昨年度の調査では国語において、やや弱さが見られましたので、本年度は年間を通して研究授業を含めた連続講座として実施していきたいと思っています。本年度調査についても、詳細な分析が終わりましたら、それ

に対応した研修を実施したいと思っています。

委員（坂口一美君）： 昨年度の調査で、国語科において弱さがみられたと説明がありましたが、国語は全ての教科の基礎となる大切な教科だと思います。その国語科にどんな弱さが見られ、その研修は具体的にはどのように実施されているか、もう少し詳しく説明願います。

教育センター所長（加賀康弘君）： 国語科における本市でみられた弱さは、「伝えたいことや考えたことを人に分かりやすくまとめて伝える」という分野でした。これを受けて、国語科の連続講座では、年4回の研修を実施し、その内容として、大学の先生の指導のもと、まず理論的なことを教わり、研究授業を行う形をとっています。特に、本年度は、6年生の「イースター島にはなぜ森林がないのか」という単元で7月に実施しました。また、本日も5年生の「森林のおくりもの」という単元で研究授業を現在実施しているところです。本年度は、さらに3学期にも研究授業を実施します。これらは、いずれも説明文をまず読み取り、読み取ったものを自分でまとめ、考えを人に伝える。先ほど説明した、伝えたいことや考えたことを人に分かりやすく伝えるという分野について、中心的に研究を行っているところです。授業研究を中心に行うので、この授業研究指導案を作ったり、また授業後のいろいろな子どもたちの反応の様子を見たりということもありますが、研修に出ている代表者が、それぞれの学校に伝えていき、各学校にも広めていく工夫もしています。

委員（白石裕君）： 箕面市の教育センターがかなり力を入れて、よく指導されているであろうということが、今回の学力調査の結果を見てもわかりました。大量退職、大量採用の時代がきました。そうなるのと、研修の役割は非常に大事だと思うのですが、そのやめられる方と新しく入ってこられる方のつながりが非常に大事だと思います。4名の教育専門員という制度を箕面市は作っていて、非常に素晴らしいことなのですが、このようなつながりの役を果たす方がいないと、教員研修の効果が上がらないと思うのです。ですから、この点について、どのような配慮をしているのか、教えてほしいのと、せっかく研修を受けても各学校に持ち帰って、それが生かされるような研修でないという意味がないと思うのです。その場合に、学ばれた先生方が、持ち帰ってどうやって、それを学校全体に生かすような方策が考えられているのか。私も各学校を見せていただき、授業が素晴らしい先生がいて、私もこのような先生に習っていたら、小学校の算数は苦労しなかったのと思うような先生を拝見しました。そのような意味では、校内研修は非

常に大切だと思うのですが、この2点について、お尋ねします。

教育推進部長（森田雅彦君）：1点目のつなぎについてですが、白石委員がおっしゃったとおり、日々、子どもたちをご指導いただいている先生方の力量アップは非常に大事な課題です。また、今後10年間で約半数近い先生方が退職されます。そこで、今まで培ってきた箕面の教育をいかに若手の先生方につないでいくか、そのため、指導する先生方の力量を高めることは、本当に大きな課題の一つだと思っています。実際に平成18年度あたりから、それまではひと桁だった新規採用教員が、今では30名近くになってきています。これは、教育委員会だけでなく、やはり、学校現場と両方で、しっかりとサポートしていかなければならないと考えております。委員ご指摘のように、一つは、校内研修の活性化があると思います。もう一つは、教育委員会として、いかに各先生方の力量を上げるための教育センターを中心する研修を積んでいくかとともに、今年から始まった、教育専門員も毎日学校に行っていると思いますが、このようなサポートをしていかなければならないと思っています。実際に、若手の教員はどうかという点ですが、私は、今のところ大変育ってきていると見せていただいています。各学校で、いろいろな経験を積んでいただいています。10月の3連休の初日に長なわ大会が、スポーツカーニバルの中で種目の一つとしてありましたが、箕面市教育研究会の体育部にお願いして、若手の先生10人あまりが、ボランティアとして、審判や進行のお手伝いをいただきました。本当にきびきびと行動していただきました。ただ、まだまだ、校内での研修を積んでいただかなくてはならないと思っています。もう一つは、中堅の実際に指導していただく先生である40代の先生が非常に少ないのです。採用がなかった時期がずっと続きましたので、その中で、中堅の指導していただく先生をいかに育てるかですが、校長先生にもお願いしていますが、いろいろな経験を積んでいただく。校内では、例えば、学校全体を見通せる生徒指導主事や進路主事などのポストで経験を積んで、校内全体を見渡していただく経験や、例えば、他市で交流して、経験を積んでもらう。また、大学への派遣研修、あるいは、大阪府教育センターの研修を積極的に受けるなどの経験を積んで、結果として、若手先生方の指導にあたっていただくことを、校長会とも話をし、各学校は、校内研修を活性化していただきます。市は、退職校長の教育専門員が、毎日学校に行っているが、もちろん、教育センターの担当も行かせていただいています。府にも退職された先生や管理職の先生を活用するとして、

今までは、非常勤若年特別嘱託員、非常勤特別嘱託員制度や教育専門員の制度もありました。それも財政難で打ち切られるということですので、府教育委員会には、これに代わるものとして、ぜひ、今まで培ってきた力を活用してほしいとお願いしているところです。そのような形で、つなぎとして、若手の先生方の育成には、学校そして、教育委員会を挙げて取り組んでいきたいと思っています。

委員（白石裕君）：ミドル・スクール・リーダーが人数的にも少ない。しかし、中核的役割を担っていただかなくてはならない。そのような先生方にいろいろと学んで、学校を引っ張っていただく。そのような意味では、OJTだけでなく、今の説明にもあったとおり、他の市に行ったり、私のような大学での仕事をしていると、大学院の管理職養成コースなどでいろいろと勉強していただく機会があればいいのにと常々思っています。数が少ないので、外に出ていただくのは、なかなか難しいかと思いますが、質の向上をしていただくという意味では、何とかしていただきたいということと、もう一つは、退職された先生方をもっと活用するようにすべきだと思います。その意味では、何とか人を確保して、新任の先生を教育していただくような条件整備が絶対必要だと思っています。ぜひ、やっていただきたいです。

教育センター所長（加賀康弘君）：校内研修について、補足します。本市の教育センターのみならず、各学校でも年間を通じて研修計画を立てて、研修を毎学期ごとに積み重ねられています。また、中には、研究担当の職員がおり、センターとしては、研究担当としてリーダーとなる先生方の、研修を行っています。また、研究授業等の実施においても、講師の派遣あるいは、講師の紹介についても学校と教育センターが相談しながら、いい講師の先生を探して、校内で研修を行います。校内研修については、全教職員が参加しますので、ベテランの先生方が授業されて、若い先生方が学ぶ。あるいは、中学校においては、全教科において、研究授業を実施していますので、いろいろな先生方が、日々研鑽されていることを申し添えます。

委員（白石裕君）：初任者研修についてですが、これから作られるであろう指導教諭や主幹教諭を担う方が、指導されるのであろうと思うのですが、教育センターとして、どのような初任者研修を考えているのですか。

教育センター所長（加賀康弘君）：初任者については、法令で研修が定められていて、年間を通じて20回、20講座の研修が義務付けられています。そのうち、13講座を大阪府から箕面市に委託を受け

ています。残りの7講座が大阪府の研修となっています。本市としては、各教科の研究授業を始めとして、福祉施設への社会体験、子ども理解のためのカウンセリング講座、あるいは、障がいのある子どもの理解のための支援教育講座、人権教育と幅広い様々な分野の研修を実施しています。また、教科については、教育専門員に毎日、回っていただき、日々の授業のみならず、クラス経営、子どもたちとのクラス作り等も指導しています。

委員（白石裕君）：特別支援教育がスタートしていますが、そうになると、コーディネーターの役割を担うのは、非常に大事だと思っておりますが、コーディネーターの研修については、教育センターの研修に入るのですか。

教育センター所長（加賀康弘君）：教育コーディネーターの連絡会もあり、そこで、毎月コーディネーターの研修を行っていますし、全教職員に対しても、年間3回の研修講座を実施しています。

委員（白石裕君）：それでは、足りなくないですか。もう少し、いろいろと実施する必要があるのではないかと思うのですが。

人権教育課長（笹川実千代君）：支援教育のコーディネーターは、教育センターの研究員制度を活用して、連絡会の形で各小・中学校1名程度の担当者が年間12回集まっています。その中では、それぞれの学校の校内体制についての交流会や子ども理解、特性理解についての研修、保育所、幼稚園、小学校の連携、また、それぞれが各学校でコーディネーターとして、どのような役割をしていくのかの事例検討や小中一貫教育の中での支援教育として、小・中学校別の中学校区ごとの交流など、年間12回をテーマに分けて計画的に進めています。また、全体研修もこの連絡会の中で調整していきながら、オープン参加として、全教職員に周知しています。

委員（坂口一美君）：本市では、多くの先生方が出席されて、多くの研修が実施されていることがわかりましたが、学校の中で、一人の先生が複数の校務分掌を抱えながら、いろいろな指導にあたっていきます。特に白石先生がおっしゃっていたような特別支援教育のコーディネーターなどの役割を考えますと、先生方の意識改革も大事かと思うのですが、学校の中である程度の力のある先生だとそれを非常に伝えやすい。けれども、いろいろな状況の中で支援教室を担当された先生方が、研修に行ってもなかなかそれが伝えづらいという現場の声も聞いています。先ほどの国語の研修に関しても、全校の先生方が参加されているのではないですね。自分の学校には伝えられるが、他の出

席されていない学校には、伝えきれない現状もあると思います。そのような意味では、教職員一人ひとりの役割の大きさも感じますし、負担も非常に大きいかと思えます。その上、府の財政削減で、教職員の配置も非常に少ない中で、よくやってらっしゃると思いますが、全体として、先生方の意識改革も必要になってくると思いますし、その当たりのサポートを教育委員会としてどのようにやっていくのか。全国学力・学習状況調査結果の平均正答率の公開をどうするかという臨時会の際に、学力の向上のための手だて、なおかつ、その背景にある家庭や子どもたちの状況をどのように改善していくかの手だてを教育委員会総ぐるみで行っていかないと、結果の公表の意味がないですと話したと思うのですが、研修だけしておけばいいというものではなく、どうやって、学校の現場を教育委員会が支えていくかというところをもう少し考えていかなければならないかと思えます。そのあたりについて、いかがですか。

教育センター所長（加賀康弘君）：確かに教育センターの研修だけでは、すべてをまかないきれません。教育センターとしては、集中して夏休みに研修を計画して、先生方が忙しい時期は、なるべく避けようと思っています。逆に、平素授業を行いながらの研修となると、校内研修がその役割を担います。ですから、日々の研修は、学校に任せて、教育センターとしては、それに対するいろいろな支援、講師を派遣したり、授業の指導案を一緒に作ったり、教材作りを手伝うなどの支援を行っています。また、指導力の強い先生方がいなければ、広まらないのではないかとのご心配については、研究部というものを学校は組織しています。それは、各学年から出ており、その研究部の先生方が、学校全体の研修体制について、常に考えており、一人の先生が広めるのではなく、研究部全体として運営していますので、着実に研修は積み重ねられていると考えています。

学校教育課長（若狭周二君）：大きく2点あり、まず、1点目に学習環境の支援として、学習に子どもが向かうことが大切ですので、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置をもっと充実させたい。もう1点は、地域の方とともに学力向上をという観点から、まなび舎ユース事業が府教委にありますので、地域の方々を学力向上ボランティアとして位置付けて、協力いただきたいこと、また、学校支援地域本部事業がありますので、学校・家庭・地域が協働で子どもたちをはぐくんでいく趣旨のもと、今年度から学校を支援する地域の人材をもっと活用しようということで、例えば、花壇を作るのに、

地域の方に来ていただいて、環境作りの支援をいただくこと。また、行事の関係で、小学校、中学校の中で、子どもの取り合いにならないように校区カレンダーを作って全戸配布してみようなどの予算も可能となります。そのようなことで、地域の中の学校であることを踏まえて、学校支援地域本部事業を全中学校区で取り組んでいただくことが決定されていますので、それを深めていこうと思っています。委員ご指摘の先生方の資質向上のみならず、教育はやはり、先生方、地域、われわれ行政を含めて、教育委員会総ぐるみで子どもたちを支援していくことが大切です。目的は、あくまでも、子どもたちの確かな学びと健やかな育ちを総ぐるみで支援していくことですので、今後ともありとあらゆる人・もの・金を使いながら、支援していこうと考えています。

委員（坂口一美君）：私もそのとおりだと思います。ですから、行政がきちんと、子どもたちや学校を支援していくための予算措置、環境整備や人的配置をしていくことは非常に大切だと思いますので、それを行政に反映していけるような教育委員会でなくてはならないと思います。私も心していきたいと思っていますので、お願いします。

委員（白石裕君）：先ほど、学校支援地域本部事業とありましたが、「夜スペ」として、放課後に子どもたちに教える事業ですが、あまり新聞等でいわれていませんが、非常にいい試みだと思うのです。教員の方だけでなく、地域の方や教員免許を持っている方、教えることができる人が子どもたちの学習を放課後に見てくださるということは、非常にありがたいです。もちろん、よく学習の進んでいる子どもさんも対象になるかと思いますが、そうでない子どもさんも対象になると思います。ぜひ、地域の方の力を借りて、実現してほしいと思っているのですが、いかがですか。

学校教育課長（若狭周二君）：実現に向けて今努力しており、平成20年からの3年間の事業と聞いていますので、学校支援地域本部事業については、学校を支援するスタンスで、箕面市版として支援していくことをお約束します。また、夜スペですが、放課後ですから、中学校は部活動がありますので、難しい点もあります。本市では、部活動の派遣事業もしていますが、先生方には、部活動にもがんばっていただいております。同時に学力向上ボランティアも求めに応じて各校に派遣しています。今後とも、子どもたちの学力保障をしていくなど、両面で学校を支援しようと考えています。

委員長（小川修一君）：白石委員から「夜スペ」の話題が出ました

が、隣の池田市で実施に踏み切ったとの報道がありました。箕面市にどれだけ参考になるかわかりませんが、機会があれば、聞いていただいて、取り入れるべきところがあれば、検討していただいて、遠慮する必要はないと思いますので、やってみることも考えられます。そのあたりの情報はいかがですか。

学校教育課長（若狭周二君）： 池田市については、土曜日の授業となります。今我々が考えているまなび舎コースは月曜日から金曜日を考えています。そのように観点が違いますので、いいところ、悪いところを学びながら、子どもにとっていい部分を取り入れて、進めていこうと考えています。

委員長（小川修一君）： 研修は、これまでの歴史の中で大きな足跡を持ってきたのですが、日進月歩というか、常に創意工夫が必要だと思います。そのような意味では、発展的な対策なども考えなくてはならないと思います。ただ、先生方の研修といえば、公務という大きな仕事がありますし、もちろん、授業を担当する本来的な使命もあるのですが、どうしても、研修は合間を縫ってとなりますが、例えば、夏休み中になることは、いたしかたないと思うのですが、今年の夏休み中に何か、特徴的な研修を行ったのでしょうか。

教育センター所長（加賀康弘君）： 確かに夏休みに研修が集中し、53講座、1日に3講座行う過密のスケジュールでの研修を行っています。特徴的なものとして、2つ紹介します。まず、全体研修として、近隣の市においても珍しい研修なのですが、全教職員を対象の全体研修会を実施しました。こちらは、箕面市のテーマの小中一貫教育を中心として、大阪教育大学の田中博之教授の講演をいただき、続いてとどろみの森学園の様子を発表を行い、最後にパネルディスカッションを実施しました。このパネルディスカッションでは、実際に授業をされている、現場の小・中学校の先生方に登壇いただき、自由に忌憚のない意見を交わしていただきました。田中教授にコーディネートをいただいて、議論を深めました。本研修会の実施後の感想では、先生方には大変好評で、小中一貫教育といっても、イメージが大きくて、日ごろ疑問に思っていることや悩んでいたことがあったようですが、身近な先生方のパネルディスカッションを通して、いろいろな示唆があったと多くの声をいただきました。もう一つは、環境教育研修の一環として、箕面国有林「勝尾寺園地」において、林野庁近畿中国森林管理局の支援をいただき、講義、自然観察、間伐体験、クラフトと、普通、研修というと、座学が多いのですが、1日かけて体験研修を行いました。この研修は初任者研修は悉皆として、

全員参加いただき、他の教職員も多数参加いただきました。受講者は、1日いろいろな体験をしましたので、貴重な体験をしたと、また、京都教育大学の先生の講演もあり、理論講座では、環境を守る大切さがよくわかったとの声をいただきました。ほかにも、多くの研修を実施していますが、この2つとします。

委員長（小川修一君）： 箕面市だからできる、箕面市でないとできない研修も含まれているようですが、今後ともそのような方向性を見失わずに、研修の充実に努めたいものだと思います。なんととっても、先生方の本旨は授業ですので、授業に発揮できる力を研修で磨いていくことが共通した課題ではないかと思えますし、箕面市の子どものために研修を有効に、と思えます。現場での先生方の努力をサポートする方策も研修という観点だけでなく、とらねばならないと思えます。この時期、小・中学校で、運動会、体育祭が行われています。例えば、小学校でその学校のメインに当たる演技、組体操やダンスなどを指導できる方が異動によって、穴があくこともあります。そのようなことに対処するためにも日頃から、教職員あるいは、学校全体として、その学校の特長を生かすための教職員間の共通理解、あるいは、引き継ぎも必要かと、先般、運動会・体育祭に出席したときに、ある校長から奇しくも漏れてきた話でしたので、そのようなサポートも我々の任務の一つですから、それも踏まえて研修を進めていきたいと思えます。本日は、教職員の研修をテーマに意見交換をさせていただきました。これをもちまして、平成20年第10回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後5時6分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

白石 裕